

新自由主義 (3)

吉澤昌恭

目次

第二部 新自由主義の政策体系

第四章 反独占政策

- I 競争の崩壊(?)
 - (1) 歴史必然発展法則の理念
 - (2) 歴史必然発展法則の理念の性格変化
 - (3) 近代技術と集中
 - II 私的独占の形成因とその影響
 - (1) 形成因
 - (2) 私的共謀と公的干渉
 - (3) 私的独占の影響
 - III 反独占政策
 - (1) 独占形成促進要因の排除
 - (2) 技術的独占
- 第五章 市場機構の非人格性
- I 問題再論
 - II 共同体との訣別
 - (1) 市場機構の意義と限界
 - (2) 理性の思いあがりと集産主義
 - (3) 共同体との訣別
 - III 不満への対応
 - (1) ハイエク

(2) レプケ

むすび—自由主義の再生

第二部 新自由主義の政策体系

第四章 反独占政策

I 競争の崩壊(?)

(1) 歴史必然発展法則の理念

歴史は一つの必然法則に沿ってある体制から他の体制へと必然的に発展する、とする歴史必然発展法則の理念が、19世紀から20世紀前半にかけて多くの人々の精神を支配してきた。ヘーゲルの形而上学、浪漫主義、サン・シモン主義、マルクス主義、そして、自由放任の理念⁽⁴⁹⁾といった様々の要因がからみ合って、上記の理念が形成されていったのである。

こうした理念は、様々の人々、例えば中央管理経済の唱導者や担当者、或いは、カルテル、労働組合、コンツェルンといった私的権力団体の役員が、自己の立場を正当化するのに大いに役立つであろう。そして、他方に於いて、この理念は自由主義思想の没落に最も大きく寄与してきた。

しかし、この理念も各方面から激しく批判されるようになってきた。オイケンもこの理念をきびしく批判する。彼は、歴史必然発展法則の理念とは全くの「神話」であり、児童にも等しきトートロジーに過ぎない、と断じている。⁽⁵⁰⁾ある種の一般理念が具体的な事物、或いは人物に変換される。「人類」や「社会」がサン・シモンやコントによって行動する実体に変えられ、「資本主義的生産方法」がマルクスによって近代歴史過程の担い手とされたのである。「人類」や「社会」、或いは「資本主義的生産方法」は、生命を吹き込まれる。それは独立した実在であり、行動し、成長し、老衰

(49) 自由放任によって生み出される秩序が自然の秩序であり、予定された調和のとれた秩序である、と想定する点に於いて、自由放任の理念も歴史必然発展法則の一変種であると考えられることができる。

(50) Eucken, W.:『原理』第十二章。

し、やがては死んでゆく。こうした概念の実体化は論理的には全く許し難いものではあるが、それは大衆の思考と相通ずるものを内包している。かくして、「工業化された世界の大衆、また政治的イデオログたちにとっては、具体的現実⁽⁵¹⁾は視界から消えて、資本主義、帝国主義、反動勢力、マルクス主義等々の神話的巨人が、かれらの行為で時代のでき事を充たして」ゆく。

概念の実体化という以上のような操作の後に、実体化されたものの発展法則が探求される。そして、歴史の流れの中で発見されたと信じられた発展法則が未来に延長され、未来がいかなるものであるかが論じられるのである。こうした思考過程において生命を持つものは、「社会」や「資本主義」といった類の集合的実体のみである。個々の生きた人間というものは全く消滅し、人間の思惟が歴史的生成に及ぼし得る影響力は全く顧慮されることがない。

(2) 歴史必然発展法則の理念の性格変化

自由主義体制は崩壊し、やがて中央管理体制が出現する。歴史必然発展法則の理念に従うならば、こうした歴史の流れを押し止めようとする試みは、愚かしいものであるばかりか、全く不可能でもある。自由競争といったアナキーや、「法の下での自由」といったうさん臭いものに代えて、輝かしき成果を上げてきた自然科学の方法を、社会・経済・政治に適用することによって、社会全体を工学的に構成することの方がどれ程すばらしいことか。他方、近代技術の進歩は容赦なく経済集中を推し進め、中央管理体制への道を準備してゆく。

かくの如き、中央管理体制に対する全き信仰にかけりがさし始めて既に久しい。中央管理体制の唱導者の思考過程に含まれる危険が多くの論者によって指摘されてきた。彼らの思考過程には、個々の生きた人間は欠落しており、「社会」や「資本主義」といった集合的実体が存在するのみである。これは、正しく、自由の否定につながる思想であり、個々の人間を社

(51) Eucken, W.:『原理』第十二章, 278頁。

会の一部品として取り扱おうとする発想につながるものである。中央管理体制への信仰崩壊にとって更に重大であったのは、現実に中央管理体制が出現したことであった。その実態は、財貨供給の劣悪化と自由の消滅であったからである。

(3) 近代技術と集中

中央管理体制はより進歩したものである、と考える人の数は今日益々少なくなっていると思われる。しかし、中央管理体制の「進歩性」に疑念を抱くようになった人の多くが、今日尚、中央管理体制の出現の「必然性」を信じているようにも見える。近代技術は競争を破壊し、集中・独占をもたらす。もし、独占の弊害を取り除こうとするならば、中央管理体制の方向へ進んでゆかざるを得ない。こうした考え方は今日も強く人々の精神を支配している。

しかし、新自由主義者はこうした考え方を強く否定する。⁽⁵²⁾ 彼らの主張は二重の構造になっている。

まず第一に、技術進歩は必ずしも競争破壊的に作用するとは限らない。小規模経営を可能にするような技術進歩もあれば (レプケ, ミーゼス), 競争を強化するような技術進歩も存在するのである (オイケン)⁽⁵³⁾。

第二に、企業規模の拡大と工場規模の拡大とを明別することが肝要である。技術の進歩は確かに工場規模の拡大に寄与したと思われる。しかし、独占の弊害が議論される場合に問題となるのは、工場規模の拡大ではない。複数の工場が合併することによって出現する巨大企業や、カルテルといったものこそが問題なのである。後者の集中の原因を技術進歩に求めることは妥当とは言えないであろう。

⁽⁵²⁾ Mises, L. von: *SESA*, Part III, II. // Hayek, F. A.: 『隷従』第四章 // Eucken, W.: 『原理』第十四章 // Röpke, W.: 『ヒューマニズム』第四部第一章。

⁽⁵³⁾ オイケン は競争を強化する要因として次の三つのものを挙げている。①交通・通信手段の発達を通しての市場の拡大, ②代替競争の激化, ③市場転換能力の増大。

Ⅱ 私的独占の形成因とその影響

(1) 形成因

私的独占の形成因としては次の三つのものを挙げる事ができる。①技術的要因、②私的共謀、③公的干渉。新自由主義者は、技術的要因が私的独占の主要原因であったとは考えていない。既述の如く、工場規模の縮小に寄与し得る技術進歩も存在するし、また、技術進歩は企業規模の拡大に対して中立的であると考えられるからである。

ミーゼスにしる、ハイエクにしる、オイケンにしる、レプケにしる、いずれも第二・第三の要因こそが私的独占を生み出す源であったと考えている。競争を制限したいという生産者達の願望と、それを公的に、或いは暗黙のうちに支持した政府の存在こそが、独占問題を生み出す元凶だったのである。

(2) 私的共謀と公的干渉

ミーゼス、ハイエク、オイケン、レプケの主張は、私的独占形成の主要原因は、技術的要因にではなく、非技術的要因、即ち、私的共謀と公的干渉に求められるべきである、という点に於いて一致している。しかし、私的独占と公的干渉のいずれをより重視するか、という点に関して微妙なニュアンスの違いが認められる。

ミーゼスとハイエクは、私的独占形成の責は何よりも公的干渉に求められるべきであるとする。それに対して、オイケンも私的共謀と公的干渉は共に責を負うべきであるとする。レプケは恐らく彼らの中間に、そして、オイケンにより近い所に位置すると思われる。

こうした独占の形成因に対する微妙な考え方の相違は、次に論ずる独占の影響の評価の相違とも相まって、反独占政策に対する微妙な態度の違いを生み出しているのである。

(3) 私的独占の影響

ミーゼスやハイエクは、独占の生み出す弊害に関して、オイケンやレプ

ケよりも楽観的である。彼らは、私的独占は政府の支持がなければ長期的に維持され得ないし、また、政府の支持がある場合ですら維持され得ない場合も存在する、と考えている。そして、何よりも、私的独占によって行使される権力の持つ危険性は、概して、恣意的に行使される公権力の持つ危険性に比べて小さいと考えているのである。

これに対して、オイケン⁽⁵⁴⁾は、私的独占によって行使される権力もはなはだしく危険である、とする。とりわけ、それは労働者の困窮という形の社会問題を生み出す。労働者の困窮は何よりも労働市場での需要独占によってもたらされる、というのである。

レプケも私的独占に対して強い懸念を示している。しかし、レプケの懸念はオイケンのそれとはやや性格を異にするものである。彼は、私的独占のもたらす弊害を近代西洋社会を悩ましていた病の一部分として捉えているのである。この点の論述は次章に譲ることにしたい。

Ⅲ 反独占政策

(1) 独占形成促進要因の排除

a 『経済政策原理』

私的独占の形成因やその影響についての微妙な見解の相違が存在するとはいえ、独占が弊害をもたらすという点に関して、全ての新自由主義者の見解は一致している。従って、全ての独占形成促進要因の排除に異を唱える新自由主義者は存在しないであろう。

独占形成促進要因の排除の問題に最も熱心に取り組んだのがオイケンである。その著『経済政策原理』はこの問題のために書かれた、といっても過言ではない。オイケンの構想する反独占政策は、競争秩序を作り上げるための原理（構成的原理）と、競争秩序を機能的な状態に維持するための原理（規制的原理）とから成り立っている。

(54) Eucken, W.; 『原理』第四章二B, 第十一章第三節。

オイケンによって展開された反独占構想はフライブルグ学派⁽⁵⁵⁾の共同財産となっている。そして、それは第二次大戦後の西独の経済政策を規定した最も重要な要因の一つだったのである。

b ミーゼスとハイエク

ミーゼスの著作には、反独占政策を正面から論じた箇所は見当たらない。これは、上に述べたところからも予測し得ることである。これに対して、ハイエクは、反独占政策に関する限り、ミーゼスよりもフライブルグ学派に近づいていると言える。

ハイエクの要請する競争秩序維持のための施策は、オイケンの構成的原理にほぼ相当する。彼は、競争を促進させるような方向での「財産」や「契約」に関する諸法規の不断の改善の必要性を説く。彼はまた、通貨価値の安定化、度量衡の統一、測量の実施とそれに基づく情報の供給、土地登記、統計の発表等も競争秩序の機能化に欠かすことができない、と主張している。⁽⁵⁶⁾

(2) 技術的独占

上述の如く、総合的な反独占政策を実施し、私的共謀とそれを支える公的干渉を排除するならば、多くの私的独占は排除される。これが新自由主義者の共通認識である。

しかしながら、幾つかの領域に於いては、反独占政策の有無に関わりなく、技術的要因が独占を生み出すであろう。こうした技術的独占に対していかなる態度をとるか、という点に関しては必ずしも明確な解答が用意されているわけではない。可能な選択肢としては次の三つものを挙げることができる。①私的独占の放置、②私的独占の公的独占への転換、③私的

(55) フライブルグ学派に属すと考えられている主要な学者として、オイケン、レプケの他に、次のような人々を挙げることができる。ボエーム (F. Böhm), エアハルト (L. Erhard), ルッツ (F. A. Lutz), ミクシュ (L. Miksch), リュストウ (A. Rüstow)。(野尻武敏編著『現代の経済体制思想』新評論, 36頁)。

(56) Hayek, F. A.: "Free" Enterprise and Competitive Order, in: *IEO./Economic Policy and the Rule of Law*, 2, in: *CL*.

独占に対する公的規制。

これらの内のいずれを選択すべきか、ということに関しては新自由主義者の間でも意見の食い違いが認められる。しかし、ひとつだけ言えることは、私的独占の放置は疑いもなく他の二つのものよりもはなはだしく有害である、とは考えられていないことである。この点に関して、レプケの言葉を引用することによって、本章を終ることにしたい。

「公益事業の場合でさえも、国有化は、…独占問題の最善の解決策ではないという確信を得た。国家独占が私的独占よりも害が少ないという理由がどこにあるだろうか。むしろ反対に、別に良心の苛責なく行使出来る権力地位というものこそ一番危険なことなのである。あたかも、危険に対して何等特別の備えをしないときに、危険が常にもっとも大きいように。」⁽⁵⁷⁾

第五章 市場機構の非人格性

I 問題再論

総合的な反独占政策が実施され、独占問題が解決されたとしても、それで全てが終るわけではない。市場機構には尚解決されねばならない問題が内包されている。即ち、市場機構の非人格性がそれである。

まず第一に、市場取引の対象となり得ないが、非常に重要でもある財貨やサービスの供給をどうするか、という問題が存在する。国防、治安の維持、或いは伝染病の子防といったものがそれである。一般に公共財とか集合財とか呼ばれているものである。第二に、公共財的・集合財的性格を部分的に持っているものの取り扱いをどうするか、という問題が存在する。即ち、市場取引の対象となり得るけれども、一般に市場で評価されている以上に価値があると考えられているもの、例えば、教育や医療といったものがそれである。そして第三に、市場価格に応じて、道徳的な長所、努力、生活の困窮度、或いは、従来の社会地位等を何ら反映させることなく為さ

(57) Röpke, W.: 「集団主義の危機」六, in: 『危機』51頁。

れる、非人格的な所得分配方式に対して、どのような緩和措置をとるか、という問題が存在する。

第一の問題に対する解答は全く明快なものであり、A. スミスの時代から首尾一貫したものである。つまり、公共財もしくは集合財の供給は政府の任務の一つなのである。これに対して、第二、第三の問題に対しては、明快な解答は存在しない。新自由主義者の間でも見解の相違が見られる。

オイケンの著作にはこれらの問題に正面から取り組んだ箇所が認められない。少なくとも、彼が1950年にこの世を去ったことが、そうしたことの理由のひとつであろう。市場機構を中核とする経済秩序が確立され、一般的な物的福祉水準が上昇した時に初めて、先の問題の相対的な重要性が増してくる。より基本的な欲求が充足された後に初めて、人はより高度なもの、非物質的・文化的なものを欲求し出すからであり、生活水準の上昇はそうした生活水準を維持したいとの願望を帰結するからである。いずれにせよ、オイケンに何らかの解答を期待することはできない。

ミーゼスには、第二、第三の問題に対する明確な認識がある。彼の“*The Anti-Capitalistic Mentality*”は、正しくこれらの問題をテーマにした著作である。しかし、そこにあるのは問題の指摘だけであって、何らの解答も示されていない。

ハイエクとレプケには、上記の問題に対する鋭い認識と、解答を提示しようとする努力が認められる。ただ、前者のそれは、どちらかといえば、消極的で部分的な性格のものである。それに対して、後者のそれは、より積極的な性格を持つものである。

II 共同体との訣別

(1) 市場機構の意義と限界

市場機構の第一の長所は、それが合理的経済活動のための指標、即ち、価格を提供してくれるということである。第二に、市場機構は価格競争を可能にし、費用切り下げ圧力をもたらず。そして第三に、市場機構は自由

と両立する。かくして、種々様々な価値観を持つ人々の共存・協働が可能になったのであり、また、彼らの生活水準が著しく引き上げられてきたのである。市場機構抜きには今日の西側諸国に於ける高度の生活水準を語り得ない。

しかし、こうした市場機構の長所は、見方を変えるならば、直ちに短所となる。即ち、それは、資源配分の面に於いても、所得分配の面に於いても、全く非人格的に機能するのである。時には、それは血の通わぬ冷酷な装置の如き様相を呈し、苛酷な判決をもたらしもする。ここに人々の、市場機構に対する、ひいては、市場機構を一方の支柱にする自由主義体制に対する不満の源がある。

(2) 理性の思いあがりと集産主義

多くの人々は、市場機構のもたらした高度な生活水準を享受しつつ、他方で、不満を持ち続けている。高度な生活水準と、市場機構のもたらす非人格的な資源配分・所得分配との間にはある種のトレード・オフの関係が存在する、という事実は必ずしも明確に述べられることがなかった。このことが、18世紀後半から20世紀にかけて自由主義思想が徐々に衰退してゆくことの一因となったということは否めない。

そして、他方に於いて、社会を工学的に構成することは可能であるし、また望ましいことでもある、とする思想が台頭してきた。（しかし、この思想は、一方で人間の理性に全き信頼を置くというところから出発しながら、やがて、人間の歴史的生成に及ぼし得る影響力を全く顧みることのない歴史必然発展法則の理念へと変質していった。その世界では、集合的実体が存在するのみであり、個々の生きた人間は消え失せてしまっている。）

かくして、20世紀初頭には、自由主義思想は全く色あせたものになってしまった。そして、集産主義の体制が現実に出現したのである。それが現実のものになると、社会を工学的に構成することは決して容易なことではない、ということが誰の目にも明らかになってきた。

集産主義を支える一方の柱は崩壊した。しかし、それは今日尚完全にその命脈を断たれたわけではない。多くの人々が市場機構に対して抱いている不満や不安に対して、何らかの解答が与えられることがない限り、こうした状態が続くことであろう。

(3) 共同体との訣別

a 個の解放

近代化とは個の解放の歴史である。彼は、宗教から、国家から、そして共同体から解放されてゆく。しかし、このことは裏を返せば、各個人の帰属集団に対する意識は稀薄化してゆき、社会の統合度は弱まってゆく、ということの意味している。人間は個別的な存在であると同時に社会的存在でもある。しかも、二重の意味で社会的存在である。即ち、欠陥存在としての人間は他者との協働なしにはその生命を全うできない。また、人間は他者との精神的連帯を希求する。

個の解放は両刃の剣である。

人々が市場機構に対して抱く不満や不安は、以上のような意味での近代化の歴史の中に於ける最も象徴的な現象のひとつである。

b 閉鎖社会から開放社会へ

市場機構に対する不満と個の解放とは不可分の関係にある、という点に関してハイエクとレプケの見解は一致している。しかし、個の解放の歴史に対する評価には微妙な食い違いが認められる。そして、それが両者の対応策の違いを生み出しているのである。

ハイエクは、近代を、統一的な価値体系が支配する閉鎖社会 (closed society) から多様な価値体系の並存し得る開放社会 (open society) への移行という観点から把えている。勿論、開放社会といえども何らかの統合原理を必要とする。ハイエクにとって、法と市場がそれなのである。

c マス化とプロレタリア化

(58) Hayek, F. A.: The Discipline of Abstract Rules and the Emotions of the Tribal Society, in: *LLL*, Vol. II./The Atavism of Social Justice, in: *NS*.

ハイエクが個の解放の歴史を肯定的に扱っているのに対し、レプケはその否定的側面をも強調する。そして、個の解放は行き過ぎた⁽⁵⁹⁾と考えている。

人々は、宗教から、国家から、そして共同体から解放され、自由を獲得していった。しかし、この過程は行き過ぎた。人々は流砂の如き存在となり大衆になり下ってしまったのである。社会は内的な結びつきを失った。人々は行く方定めぬ根なし草となり、帰属すべき共同体を失った。もはや、自己の使命を自覚した指導者は存在しない。レプケはこうした過程をマス化 (Vermassung) と呼んでいる。マス化した社会とは、世代間の連帯、家族の結合、隣人との触れ合い、自然に抱かれた生活といったものがことごとく消滅してしまった社会である。

プロレタリア化 (Proletarisierung) はこうしたマス化の一特殊側面である。産業革命によって生み出された大量の工場労働者は、根を持たず、不安定な賃金労働関係に依存している。彼らの不安定な地位は、私的独占の存在によって、更に不安定で苛酷なものとなる。そして、このことは重大な社会問題となる。

Ⅲ 不満への対応

(1) ハイエク

a 競争圧力の最大活用

人類が開放社会を経験し出して数百年がたつに過ぎない。人類ははるか
に長い期間を閉鎖社会で過ごしてきた。従って、閉鎖社会を支配していた
感情が今日尚受け継がれているとしても何の不思議もない。市場機構に対
する不満並びに、何らかの統一的な価値体系に沿った市場機構のもたらす
帰結の修正の要求は、正しく、こうした感情の表われである、とハイエク
は言う。

一方にこうした事情がある。しかし、他方に於いて、市場機構なかりせ

(59) Röpke, W.: GKG./『ヒューマニズム』/Die Proletarisierte Gesellschaft, in: MM./JAN.

ば、いかなる大規模社会も経済的に合理的なものたり得ない。これら二つの事情を考え合わせるならば、少なくとも現段階に於いて、市場機構のもたらす帰結の修正もある程度仕方ないことであろう。これがハイエクの基本的な考え方である。

従って、一方に於いて、公共財的・集合財的性格を部分的に持つ財やサービスの供給に、政府がある程度まで関与することも許される。しかし、この場合ですら、政府が直接にそうした財やサービスを供給することが最善の方法である、と言い切ることはできない。そうしたものの供給に必要な財源の調達のみを政治のメカニズム、即ち、課税に求め、実際の財やサービスの供給並びに供給者間での資金分配を市場メカニズムに委ねる、といった複合的なシステムも可能なのである。⁽⁶⁰⁾この場合にも、競争圧力を最大限に生かしてゆく、ということが忘れられてはならないのである。

b 最低生活保障

他方、所得の再分配も、現段階に於いては、一部致し方のないものである。しかし、既述の如く、⁽⁶¹⁾ハイエクにとって分配的正義とは「しんきろう」以外の何物でもない。従って、所得の再分配は決して積極的に追求すべき政策目的とはなり得ない。

ハイエクは決して、国家は人々に最低生活を保障すべきである、とは言わない。だからといって、最低生活を保障するための諸施策を構^ては^なら^ない、と言うわけでもない。彼はただ、最低生活の保障は自由主義社会と両立し得る、と言うのみである。もし、人々に最低生活を保障することによって、彼らの市場機構に対する忌避感が少しでも和らげられるならば、それも満更意味のないことでもない、ということなのであろう。

c 上記諸活動の規準

上記の範囲内でのみ、市場機構のもたらす帰結の部分的な修正が許され

(60) Hayek, F. A.: The Public Sector and the Private Sector, in: *LLL*, Vol. III, p. 46.

(61) 第三章Ⅲ(3)b(ii)。

る。しかし、それは次に示す四つの規準に抵触するものであってはならないのである。

①公的独占を最小限度に止める。そして、技術的条件に変化が生じ、従来は公企業によってのみ供給されていた財もしくはサービスを私企業が供給する新しい方法が発見された場合、そうした私企業の活動を規制しないこと。⁽⁶²⁾

②財源は均一の原則に基づく課税によって調達し、課税を所得再分配の手段に用いないこと。⁽⁶²⁾

③特定集団の欲求ではなく、社会全体の集合的欲求 (collective wants of the community as a whole) を満たすべく配慮すること。⁽⁶²⁾

④可能な限り権限を地方政府に委譲すること。⁽⁶³⁾

(2) レプケ

a 自然の秩序

市場機構は、大多数の人が、非人格的なものであり、また、時には苛酷なものともなり得る。市場機構のもたらす帰結を受容するのでない限り、存立し得ない。こうした帰結の受け入れは、勤勉、油断のなさ、儉約、義務感、信頼、きちょうめんさ、分別といったブルジョア精神の支配的な社会に於いて期待し得るのみである。しかし、マス化、プロレタリア化の進んだ社会に於ける大衆の精神を支配するものは、こうしたブルジョア精神とは正反対のものである。

市場機構は単独では存立し得ない。それは、ブルジョア精神をはぐくみ、社会の統合化諸力を生み出す、供給と需要を超えたところ (Jenseits von Angebot und Nachfrage) に存在する確固たる礎石を必要とする。それは、人間の本性に合した自然の秩序 (die natürliche Ordnung) の内部に組み込

⁽⁶²⁾ Hayek, F. A.: Economic Freedom and Representative Government, in: *NS*, p. 111.

⁽⁶³⁾ Hayek, F. A.: The Public Sector and the Private Sector, in: *LLL*, Vol. III, p. 45-46.

まれねばならない。その時に初めて、市場機構はその機能を十全に発揮するのである。⁽⁶⁴⁾

b 水平的・垂直的社会構造の再構築

人間は水平的にも垂直的にも微妙に組みたてられた構造の中でしか生きられない、とレプケは言う。こうした構造、即ち、自然の秩序とはいかなるものであろうか。⁽⁶⁵⁾

まず、法の支配と秩序と自由が保証されねばならない。第二に、自由はバランスのとれたものでなければならない。即ち、個と全体のバランスである。経済の領域では競争秩序が確立されねばならない。価格機構は個人の利益と全体の利益を概ね調和させる。また、競争は私的権力が恣意的に行使されることを防止する。他方、経済を支える基盤もバランスのとれたものでなければならない。過小統合（無政府状態）も過大統合（集産主義）も回避されねばならない。国家の権力機構抜きにしては、社会は立ち行かない。しかしながら、これに対する拮抗勢力も欠かすことができない。非物質的な領域に於いては、宗教が国家権力に対する拮抗力として作用する。第二に、地方分権と共同体も必須の要因である。そして第三に、特殊の要因として、学問、裁判官、ジャーナリストを挙げることができる。

c 非マス化と非プロレタリア化

かくの如き、自然の秩序を再構築するための基本方向は、現段階に於いては、あらゆる領域に於ける中央集権化の拒絶である。⁽⁶⁶⁾近代化の過程に於いて、個の解放は行き過ぎた。人々は過小統合に悩まされた。しかし、振り子は一気に逆の極端へとふれてしまったのである。集産主義が台頭し、巨大なものへの崇拜が支配した。巨大な官僚機構、巨大な都市、巨大な機械と工場が人々を悩ませている。人々は過大統合の脅威にさらされている。

(64) Röpke, W.: JAN, Kap. 3./Die Natürliche Ordnung, in: MM.

(65) Röpke, W.: 『ヒューマニズム』第二部。

(66) Röpke, W.: GKG, zweiter Teil, Kap. 2-3./『ヒューマニズム』第三部第二章、第四部第一章・第二章。

まず何よりも、財産の再確立が急務である。小規模経営が助成されねばならぬ。小工業、手工業、小商業、農業が。また、工場労働者が庭のある自家住宅を持つことを促進する方向での住宅政策が展開されねばならぬ。

第二に、都市のとめどもない膨張を阻止するための国土計画が実施されねばならない。

かくの如き政策が強力に推し進められる時初めて、「自然の秩序」へと到る道が開けてくる。そして、そこに於いて市場機構もその機能を十全に発揮し得るのである。これがレプケの示す基本方向である。

むすび—自由主義の再生

自由主義思想が究極目標とするのは、個と全体の調和である。法の支配と分権を基軸とする法律的・政治的秩序。市場を中核とする経済秩序。この二つの秩序を確立することによって、個の利益と全体の利益の調和、個の解放と社会の統合の調和を計ろう、というのが自由主義思想の真にめざすところである。

しかし、理性を余りにも信頼し過ぎた人々がこうした思想に異を唱えた。かくして、大衆は過小統合と過大統合の両極端を行き来する羽目に陥ったのである。しかし、自由主義者に全く責任がなかったわけではない。彼らに、独占問題や市場機構の非人格性に対する配慮が欠けていたことも確かである。

個と全体の調和という理想を実現するためには、幾つかの困難な障害を克服しなければならない。自由主義者がこうしたことに目を向け出してから、わずかの日時しか過ぎていない。障害克服のための方法についても未だ意見の一致が見られない。ただ、市場機構に全てを委ねるだけでは、事はうまく運ばない、ということに関しては種々の論者の見解が収斂しつつあるようである。

自由主義社会に於いて、国家の果さねばならぬ役割は決して軽微なものではない。まず第一に、法秩序が維持されねばならない。第二に、競争秩

序の維持が要請される。この目標を実現するためには、総合的且つ体系的な反独占政策が必要となる。今日では、こうした見解に異を唱える自由主義者はほとんど存在しないであろう。

真の競争秩序が確立されたとしても、それで全てが終るわけではない。市場機構は、正に、一個の血の通わぬ機構なのであって、それがもたらす判決は全く非人格的なものである。こうした非人格性の緩和措置抜きにしては、市場機構の長期にわたる存続は有り得ない。いかなる緩和措置を構ずるべきか、という点に関して様々な見解が存在する。しかし、現段階に於いて、人々の最低生活の保障は国家の任務である、という所に意見が収斂しつつあるように思われる。

そして最後に、国家は非マス化、非プロレタリア化のための諸施策を構じねばならないのかもしれない。しかし、これは、少なくとも現段階に於いては、最も意見の分れる問題である。こうした施策の必要性を説く者は、今だ、レプケ、リュストウ、ミュラー・アルマック、そしてエアハルトといった少数の人々に限られているのである。

細 目 次

第一部 自由主義と集産主義

第一章 自由主義陣営からの反撃

I 自由主義のルネッサンス

- (1) 自由主義の没落
- (2) 新自由主義の諸系譜
- (3) 自由の将来

II 反集産主義としての新自由主義

- (1) 市場の擁護
- (2) 中央管理経済か、市場経済か
- (3) ミーゼス、ハイエク、オイケン、レプケ

第二章 自由主義の没落

I 自由主義

(1) 自由・強制・法

- a 自由の定義
- b 法の支配
- c 分権

(2) 市場と経済発展

- a 自利心と社会の発展
- b 市場
- c 市場の機能条件

II 市場機構への異議申し立て

(1) サン・シモン主義

- a 理性の思いあがり
- b 個人の計画に代えて国家の計画を
- c 「法の支配」の空洞化

(2) マルクス主義

- a 市場機構の必然崩壊
- b 歴史必然発展法則の理念の持つ意味

(3) 集産主義の理論的基盤の確立

III 市場機構の条件と限界

(1) 独占問題

(2) 市場機構の非人格性

- a 市場機構の非人格性
- b 資源配分
- c 所得配分

第三章 現代の危機

I 二種類の集産主義

- (1) 経済学の主要問題第一
- (2) 需給の調整管理方式

- a 中央政府の計画か、個人の計画か
 - b 中央管理経済か、流通経済か
- (3) 二種類の集産主義
- a 中間の道一様な表現
 - b 二種類の集産主義批判

II 中央管理体制

(1) 経済計算

- a 財貨供給の劣悪化
- b 中央管理体制下に於ける経済計算
 - (i) 資源配分とインセンティブ
 - (ii) 経済計算
 - (iii) 中央管理体制下に於ける資源配分
- c 中央管理体制下に於ける経済的問題解決の試み
 - (i) 技術的問題と経済的問題
 - (ii) 数学的解決
 - (iii) 競争的解決
- d 市場機構の意義
 - (i) 合理的経済活動の指標の提供
 - (ii) 競争の許容
 - (iii) 自由と両立

(2) 自由

- a 中央管理体制の非経済的価値
- b 経済的独裁者
- c 統制波及
 - (i) 経済面での統制波及
 - (ii) 政治的自由の消滅
 - (iii) 真理の終焉
- d 最悪の者の支配

III 福祉国家

(1) 福祉国家の台頭

- a 中央管理体制への幻滅
- b 国家の活動領域の拡大

(2) 二種類の批判

- a 統制波及
- b 批判の重点の移動
- (3) 福祉国家の諸政策の帰結
 - a インフレーション
 - (i)ケインズ理論—慢性的インフレーションの理論的背景
 - (ii)ケインズ理論の受容 (iii)慢性的インフレーション
 - (vi)インフレーションの帰結
 - b 自由主義社会の存立基盤の腐蝕
 - (i)ブルジョア精神の消滅 (ii)遵法精神の衰微

第二部 新自由主義の政策体系

第四章 反独占政策

I 競争の崩壊(?)

- (1) 歴史必然発展法則の理念
- (2) 歴史必然発展法則の理念の性格変化
- (3) 近代技術と集中

II 私的独占の形成因とその影響

- (1) 形成因
- (2) 私的共謀と公的干渉
- (3) 私的独占の影響

III 反独占政策

- (1) 独占形成促進要因の排除
 - a 『経済政策原理』
 - b ミーゼスとハイエク

(2) 技術的独占

第五章 市場機構の非人格性

I 問題再論

II 共同体との訣別

- (1) 市場機構の意義と限界

(2) 理性の思いあがりと集産主義

(3) 共同体との訣別

a 個の解放

b 閉鎖社会から開放社会へ

c マス化とプロレタリア化

Ⅲ 不満への対応

(1) ハイエク

a 競争圧力の最大活用

b 最低生活保障

c 上記諸活動の規準

(2) レブケ

a 自然の秩序

b 水平的・垂直的社会構造の再構築

c 非マス化と非プロレタリア化

むすび—自由主義の再生

尚、本稿の作成に当り、広島経済大学より昭和57年度特定個人研究助成の御援助をいただきました。